

高知県スポーツ推進交付金交付要綱 新旧対照表

新

旧

高知県スポーツ推進交付金交付要綱	高知県スポーツ推進交付金交付要綱
(交付金の実績報告等) 第 14 条 市町村は、<u>交付金事業が完了した年度</u>の翌年度の 5 月 31 日（交付金事業を廃止した場合にあっては、廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日）までに実績報告書（別記第 8 号様式）又は交付金事業が複数年度にわたるときについては、年度実績報告書（別記第 9 号様式）等を知事に提出しなければならない。 <u>(県内発注)</u> 第 18 条 補助事業者は、<u>補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u> (情報の開示) 第 19 条 交付金事業に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。 (委任) 第 20 条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。	(交付金の実績報告等) 第 14 条 市町村は、<u>交付金の交付期間</u>の翌年度の 5 月 31 日（交付金事業を廃止した場合にあっては、廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日）までに実績報告書（別記第 8 号様式）又は交付金事業が複数年度にわたるときについては、年度実績報告書（別記第 9 号様式）等を知事に提出しなければならない。 (情報の開示) 第 18 条 交付金事業に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。 (委任) 第 19 条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

高知県スポーツ推進交付金交付要綱 新旧対照表

新

旧

附 則 1 この要綱は、令和元年7月11日から施行する。 2 この要綱は、令和13年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第10条第1項第3号から第5号、第10条第2項及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 1 この要綱は、令和元年12月27日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和7年3月12日から施行する。 <u>附 則</u> <u>1 この要綱は、令和8年7月29日から施行する。</u>	附 則 1 この要綱は、令和元年7月11日から施行する。 2 この要綱は、令和13年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第10条第1項第3号から第5号、第10条第2項及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 1 この要綱は、令和元年12月27日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 1 この要綱は、令和7年3月12日から施行する。
---	--